

平成23年度 新江川橋 塗装補修工事 仕様書

施 工 地 名 江 津 市 渡津町～江津町

道 川 港 名 市 道 新 江 川 橋 線

工事概要

工事延長 L=155m

塗装補修 A=5,520m²

江津市建設部土木建設課

工 事 特 記 仕 様 書

この工事の施工に当たっては島根県農林水産部・土木部の「島根県公共工事共通仕様書」によるもののほか、この特記仕様書によるものとする。

なお、「見積参考資料」、「積算用参考図」は、積算数量及び任意仮設の積算内容を示したもので、これらの資料は「設計図書」とはならない。よって、工事目的物を完成させるための一切の手段については、請負者の責任において定めるものとする。

第 1 章 総則

第 1 条 工期

工期は、休日等を見込み、平成 24 年 3 月 23 日限りとする。なお、休日等には日曜日・祝日、年末年始休暇の他、作業期間内の全土曜日を含んでいる。

第 2 条 下請負人

請負者は下請負人については市内業者（市内に主たる営業所を有する者）を使用すること。なお、適切に施工できる市内業者がいない特殊な工事ではやむを得ず市外業者と下請負契約する場合は、監督職員と協議すること。

第 3 条 県内産工事事用資材の使用

- 1．生コンクリート類、アスファルト混合物類、採石類、コンクリート二次製品資材については適切な品質が確保できない場合を除き、市内産を使用すること。これ以外の資材についても原則として市内産を使用すること。
- 2．市内で生産されていない資材を使用する場合は、原則として市内の取扱業者から購入した資材を使用すること。
- 3．請負者は、「島根県公共工事共通仕様書」の参考様式『施工計画書 主要資材一覧表』に、使用資材全てについて製造会社（販売会社）の所在地等を記入のうえ施工計画書に添付すること。
また、やむを得ず市内産資材を使用できない場合は、監督職員と協議すること。

第 4 条 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間について

- 1．請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打ち合わせにおいて定める。
- 2．工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、請負者に通知した日（例：「竣工検査済証」等における日付）とする。

第3章 施工関係

第5条 低騒音型・低振動型建設機械の使用

騒音規制法第3条の規定に基づき定められた地域（昭和62年3月17日付け島根県告示第312号）において使用する建設機械については、国土交通省が定めた「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された建設機械を用いること。

なお、規制地域を表示した図面は、島根県環境生活部環境政策課、関係保健所及び関係市役所に備え置いてある。

第6条 着手前調査について

請負者は、現場施工の着手までに施工箇所の調査を行い、施工面積、発錆面積および状態を確認すること。また、調査結果については、資料を作成のうえ監督職員に提出し、監督職員の立会のもと現地確認し、確定するものとする。

第7条 足場工の施工について

本工事の関連工事として同橋の床版補修工事が既に着手しており、足場設置期間が重複し供用するため、本工事においては足場設置・撤去・賃料を設計計上していない。施工計画に支障がある場合は、施工着手前に発注者、床版補修工事の受注者および本工事の受注者の三者にて協議するものとする。

施 工 条 件 書

施 工 条 件 書

明 示 項 目	明 示 事 項	制 約 条 件 等
1 . 工 程 関 係	1 . 関連する別途発注工事 ☒ あり ☐ なし	調整項目 ☐ 土砂・資材の流用 ☒ 仮設又は工事用道路の調整 ☐ 施工順序の調整 ☐ その他 () 調整が必要な工事名：市道新江川橋線新江川橋床版補修工事 調整が必要な工事の工期：平成 23 年 12 月 22 日
	2 . 施工時期、施工時間及び施工方法の制限 ☐ あり ☒ なし	制限される工種名： 施工時期及び施工時間： 施工方法：
	3 . 他機関等との協議が未完了 ☐ あり ☒ なし	協議機関名： 協議完了見込み時期：
	4 . 他機関等協議による工程条件 ☐ あり ☒ なし	制約される工種名： 施工期間：
	5 . 占用物件工事との工程調整 ☐ あり ☒ なし	占用物件名 ☐ 電気（工事時期： ） ☐ 電話（工事時期： ） ☐ 水道（工事時期： ） ☐ ガス（工事時期： ） ☐ その他（工事時期： ）
	6 . その他 () ☐ あり ☒ なし	内容：
2 . 用 地 関 係	1 . 用地補償物件の未処理箇所 ☐ あり ☒ なし	未処理箇所 ☐ 別添図等 ☐ No. ~ No. 完了見込み時期：
	2 . 仮設ヤードの指定 ☐ あり ☒ なし	仮設ヤード ☐ 官有地 ☐ 民有地 使用期間： 別添図等 ☐ ヤード位置図 ☐ ヤード平面図（面積 m ² ） 使用条件・復旧方法： 占用料又は借上費 ☐ 必要 ☐ 不要
	3 . その他 () ☐ あり ☒ なし	内容：
3 . 公 害 対 策 関 係	1 . 施工方法、建設機械・設備等の制限 ☐ あり ☒ なし	制限項目 ☐ 騒音 ☐ 振動 ☐ 水質 ☐ 粉じん ☐ その他 () ☐ 施工方法 ☐ 指定工法名 () ☐ その他 () ☐ 建設機械・設備 工種： ☐ 作業時間： ☐ その他：
	2 . 事業損失防止に関する調査 ☐ あり ☒ なし	調査項目 ☐ 騒音測定 ☐ 振動測定 ☐ 水質調査 ☐ 地盤沈下測定 ☐ 近隣家屋の事前・事後調査 ☐ 地下水位等の調査 ☐ その他 () 調査方法 ☐ 別途資料 ☐ 別途協議

明 示 項 目	明 示 事 項	制 約 条 件 等
		調査費 ☐ 計上あり ☐ 別途協議
	3 .その他 () ☐ あり ☒ なし	内容 :
4 . 安全対策関係	1 交通安全施設関係の指定 ☐ あり ☒ なし	☐ 交通安全施設等の配置 ☐ 別添図等 ☐ その他 () ☐ 交通誘導員の配置 配置人員 人 (内、交通誘導員 A 人)
	2 近接公共施設等に対する制限 ☐ あり ☒ なし	近接公共施設名 ☐ 鉄道 ☐ 電気 ☐ 電話 ☐ 水道 ☐ ガス ☐ その他 () ☐ 施工時間の制限 施工時間 : ☐ 作業制限 制限を受ける工種 : 制限内容 :
	3 .落石、土砂崩落又は発破 作業等に対する防護施設 ☐ あり ☒ なし	防護施設等の配置 ☐ 別添図等 ☐ 別途協議 設置期間 :
	4 .その他 ()	
5 . 工事用道路関係	1 .一般道路 (搬入路) の使用制限 ☐ あり ☒ なし	経路 ☐ 別添図等 ☐ 別途協議 ☐ 使用期間 : ☐ 使用時間帯 : ☐ 使用中及び使用後の措置 ☐ 別途図等 ☐ 別途協議
	2 仮設道路の設置条件 ☐ あり ☒ なし	構造・延長等 ☐ 別添図等 ☐ 別途協議 ☐ 安全施設等 ☐ 別添図等 ☐ 別途協議 ☐ 使用中及び使用後の措置 ☐ 別途図等 ☐ 別途協議
	3 .その他 () ☐ あり ☒ なし	内容
6 . 仮 設 備 関 係	1 仮設備の引渡し又は引き継ぎ ☐ あり ☒ なし	引渡す (引継ぎを受ける) 仮設備 : 引渡す (引継ぎを受ける) 工事名 : 引渡し (引継ぎを受ける) の時期 : 引渡す時 (引継ぎを受ける時) の条件 :
	2 .仮設物の構造及び施工方法の指定 ☐ あり ☒ なし	構造・設計条件 ☐ 別添図等 ☐ その他 () ☐ 施工方法の指定 工法名 : ☐ 設計条件の指定 条件 :
	3 .その他 () ☐ あり ☒ なし	内容
7 . 残土・建設廃棄物 関係	1 残土処分地の処理条件 ☐ あり ☒ なし	☐ 押土・整地 ☐ その他 () ☐ 受入側の制約 制約事項 :
	2 建設廃棄物の処理条件 ☐ あり ☒ なし	☐ 処分場の指定 施設名 : ☐ 受入側の制約 制約事項 : ☐ その他 ()
	3 .その他 () ☐ あり ☒ なし	内容 :
8 . 工事支障物件等	1 工事支障物件 ☒ あり ☐ なし	支障物件名 ☐ 電気 協議 ☐ 済み ☐ 未了 位置 : 移設時期 :

明 示 項 目	明 示 事 項	制 約 条 件 等
		☒ 電話 協議 ☒ 済み ☐ 未了 位置： 移設時期： ☒ 水道 協議 ☒ 済み ☐ 未了 位置： 移設時期： ☐ ガス 協議 ☐ 済み ☐ 未了 位置： 移設時期： ☐ その他 協議 ☐ 済み ☐ 未了 位置： 移設時期：
	2. その他() ☐ あり ☒ なし	内容：
9. 排 水 工 (汚水処理を含む)	1. 汚水、泥水の排水制限 ☐ あり ☒ なし	項目及び基準値：
	2. 水質調査 ☐ あり ☒ なし	調査項目：
	3. その他() ☐ あり ☒ なし	内容：
10. 薬液注入関係	1. 薬液注入 ☐ あり ☒ なし	工法区分： 注入材料： 改良範囲： 削孔： 注入量： 注入率：
	2. その他() ☐ あり ☒ なし	内容：
11. そ の 他	1. 工事用資機材の保管又は仮置き場の指定 ☐ あり ☒ なし	場所： 期間：
	2. 現場発生品 ☐ あり ☒ なし	品名： 引渡場所： 運搬距離：
	3. 部分使用 ☐ あり ☒ なし	部分使用範囲： 目的： 部分使用期間：
	4. 技術管理上特に必要な資料 ☐ あり ☒ なし	資料名：
	5. その他() ☐ あり ☒ なし	内容：

注：１）明示されている項目、事項は標準的なものであり、当該工事について明示すべき事項は必要に応じ追記すること。

２）明示事項□の該当個所にレ印をして、制限条件等を記載すること。

３）本様式の施工条件は契約条件となる設計図書の一部であるから、起工設計書及び土木工事仕様書に添付すること。

特記仕様書（その２）

（適用の範囲）

第１条 本仕様書は、発注者と受注者との間に請負契約が締結された新江川橋塗装補修工事（以下「工事」という。）の施工に適用する。

- ２ 本仕様書に記載された事項は、島根県公共工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）に優先する。
- ３ 本仕様書に定めのない事項は、共通仕様書による。

（疑問の取扱い）

第２条 受注者は、本仕様書または設計図書に記載された事項の解釈について疑問を生じた場合は、（公財）島根県建設技術センター（以下「センター」という）と協議しなければならない。

（用語の定義）

第３条 施工監理業務とは、工事に係る設計、指示、承諾、協議、立会等の建設工事請負契約書（以下「請負契約書」という。）第９条の監督職員の業務を総称していう。

- ２ 監督補助員とは、センターの職員で構成される監理技術者及び技術員を総称していう。

（事務分掌）

第４条 本工事の施工監理業務は、センターに委託されている。この業務範囲において、センターは、請負契約書第９条に定める監督職員と同様の業務を行う。

- ２ 共通仕様書の監督職員について施工監理業務の範囲においては本仕様書第３条２項を適用する。
- ３ 受注者は、請負契約書及び共通仕様書に基づく書類は、センターへ提出する。ただし通知書面については、特記のない限り、発注者あてで行う。
- ４ 関連工事の調査にあたっては、センターが発注者に代わって行うものとする。この場合においては、受注者は、センターの調整に従い、第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

（書類の提出）

第５条 受注者は発注者との契約の締結後７日以内に設計図書に基づいて、着手届及び工程表を発注者あて、センターあての２部作成し、センターに提出しなければならない。

- ２ 受注者は、工事着手前に請負契約書及び設計図書に基づき工事目的物を完成する必要な手順や工法等についての施工計画書を２部作成し、センターに提出しなければならない。
- ３ 記載事項については、共通仕様書による。
- ４ 「請負契約書」第１３条、第１４条、第１５条、第１７条に基づく行為及び通知は、センターあてで提出し、承認、指示を受ける。

（工事現場管理）

第６条 受注者は、工事施工中、工事現場に一般通行人の見やすい場所に工事名、期間、事業主体名、施工監理業務受託者名、工事受注者名、電話番号等を記入した大型の表示板を掲示する。

（事故報告等）

第７条 受注者は、人身事故、第三者に損害を与える事故、その他工事の施工に影響を及ぼす事故が発生したときは、直ちにその状況を監督補助員及び江津市建設部土木建設課に報告しなければならない。

（検査及び立会）

第８条 竣工検査、部分検査、中間検査等については、センター立会のもと発注者の検査を受けなければならない。

提出書類処理区分表

受注者からの提出書類は以下の区分に従い処理すること

提出書類	提出先		備 考 (○印は提出先)
	建設技術 センター	江津市 建設部 土木建設課	
工事関係			
工事着手届	○	○	それぞれの提出先あてに作成すること。
現場代理人届	○	○	
工程表	○	○	
工事完成通知書	○	○	
請負代金内訳書 下請け人の通知	○	○	建設技術センターへは、江津市建設部土木建設課あての写しを提出
施工計画書	○	○	建設技術センターに提出。
工事打合簿	○		
工事履行報告書	○		
管理資料等	○		
工事延期願		○	江津市建設部土木建設課で受理する。
出来形検査願		○	
引渡書		○	
契約・支払関係			
契約書類		○	江津市建設部土木建設課で受理する。
契約協議書		○	
請求書類		○	

監督補助員一覧表

監督補助員			
監理技術者		技術員	
島根県建設技術センター	業務2課長 佐藤 寿浩	島根県建設技術センター	企画員 寺本 哲治

工事数量総括表

頁 0-0001

費目・工種明細など		規格 1 ・ 規格 2	単 位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減
本工事費						
道路修繕			式			
現場塗装工			式			
橋梁塗装工			式			
素地調整		素地調整（3種ケレンB）	m ²		5,420	
下塗		塗替塗装 3層 弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料 はけ・ローラー	m ²		5,520	
中塗		塗替塗装 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料 はけ・ローラー 淡彩	m ²		5,520	
上塗		塗替塗装 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料 はけ・ローラー 淡彩	m ²		5,520	
直接工事費						
共通仮設費（率分）						
共通仮設費計						
純工事費						
現場管理費						
工事原価						
一般管理費等						
工事価格						
消費税及地方消費税相当額						
工事費						

工事数量総括表

頁 0-0002

[illegible]